

2004年3月10日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

藤沢しごと相談システム事務のコンピュータ処理について（答申）

2004年（平成16年）3月1日付けで諮問（第129号）された、藤沢しごと相談システム事務のコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第16条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務のコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 無料職業紹介事業は、近年の厳しい雇用失業情勢の中で、藤沢公共職業安定所管内の有効求人倍率が、国及び県の平均を下回る状態が続き、また、企業の市外転出により、市内での労働力の需給調整機能が低下している事態を踏まえ、平成16年3月1日に施行となった職業安定法（昭和22年法律第141号）の改正により、従来、国において一元的に行われていた行政による無料職業紹介事業が、地方公共団体に認められたことにより実施するものである。

イ この事業は、本市独自の緊急雇用対策として既に実施中の再就職支援事業受講者の中で、職業紹介を希望する者を求職者バンクに登録し、市内の全事業所を対象に実施する求人開拓事業により得られた求人情報や、ハローワーク・インターネット（厚生労働省の運営する全国版求人サイト）などの公開されている求人情報を基に、無料の職業紹介を実施するものである。

ウ これにより、公共職業安定所が行う公的職業紹介をサポートし、雇用状況の改善に大きな障害となっている「雇用のミスマッチ」を防止するとともに、

依然として失業率の高い若年層や高齢者の雇用も合わせて促進することを目的としている。なお、この事業の実施に当たっては、勤労市民課長を職業紹介責任者と位置付け、実際の運営については、規制緩和により職業紹介分野で多くの経験と実績を持つ民間事業者へ委託するものとする。

(2) コンピュータ処理の必要性及び安全対策について

ア 本事業は、求職者バンクに登録を希望する者から職業紹介に必要な個人情報を収集し運営する。現下の厳しい雇用情勢では、登録した求職者が短期間に希望する職種等に就職することは難しい状況にあり、登録者が未就職の状態にある場合は、取得した個人情報を原則3ヶ月の有効期間を設定し保存することが必要となる。また、対象となる再就職支援事業受講者の年間受講者数も今年度は400名を超えており、今後も利用者が多数となることが予想されるため、「求職者バンク登録カード」に記載された利用者の個人情報をコンピュータ処理する必要性がある。なお、就職が決定した時点で、当該個人に関するデータを消去する。

イ 安全対策としては、このシステムの運営管理規程を定めるとともに、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図る。また、受託者に対しては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき個人情報保護に関する措置を講じるとともに、技術的及び管理上の安全対策を講じさせる。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理の必要性

求職者バンクに登録をした求職者が希望する職種等に就職することができず、未就職の状態にある場合は、取得した個人情報を原則3ヶ月間保存することが必要であり、また、利用者の増加が見込まれることから、「求職者バンク登録カード」に記載された利用者の個人情報をコンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策

本事務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及びこのシステムの運営管理規程を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

